

株式会社ひのこ

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法 に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日までの3年間

2. 目標と取組内容・実施期間

目標1（次世代法、女性活躍推進法に共通する目標）

・有給休暇の年間取得日数を1人平均12日以上とする。

<実施期間・取組内容>

令和3年4月1日～ ・有給休暇取得の実態を把握する。
(令和2年度は214人で1732日使用 ※1人平均8日取得)

令和3年4月1日～ ・業務内容に即した人員の配置を検討し、有給休暇の
取りやすい職場環境づくりに努める。